

(第十九部)

第二回 参議院議院運営委員会會議録第五十八号

昭和二十三年六月三十日(水曜日)
午前十時四十二分開会

本日の會議に付した事件

- 議院運営のための継続審査要求の件
- 公園活動調査のための継続調査要求の件
- 外國貿易関係産業の实情調査のための継続調査要求の件
- 電氣事業再編成に関する調査のための継続審査要求の件
- 昭和二十一年度歳入歳出決算外二件に関する継続審査要求の件
- 行政機構等に関する調査のための継続調査要求の件
- 治安及び地方制度調査のための継続調査要求の件
- 在外同胞引揚促進等の請願、陳情を審査するための継続審査要求の件
- 引揚諸港の施設並びに更生対策等を实地調査するための議員派遣要求に関する件
- 貿易関係産業の实情を視察するための議員派遣要求に関する件
- 国会の会期に関する件
- 委員(木内四郎君)これより委員会を開きます。先ず継続審査の要求についてお諮りいたします。
- 参事(河野義寛君) 国会法の四十七條によりますと、常任委員会と特別委員長は会期中に限り付託された事件を審査するわけでありまして、閉会中は何ら活動能力がないわけでございますが、同條の第二項によりまして「常任

委員会及び特別委員会、各議院の議決で特に付託された事件については、閉会中もお、これを審査することができるとなっております。従つて本會議で特に議決がありますれば、閉会中継続審査或いは継続調査ができることになっておりますが、本會議でこれを議決する前に、一應各委員から出た継続審査並びに継続調査の要求について、それを容れることが妥当であるかどうかお諮りを願いたいと思ひます。現在まで出ておりますのは相当でございますから、一つ一つ申上げますと、一つは議院運営委員会、これはお諮りするのをおかしいのですが、議院運営委員会が今回の要求があつたというのではなくて、こういうことをして頂いたらという私共の気持から少し先走りましてがお願いしたいと存じます。それで議院運営委員会といつたしましては、個々の案件について継続審査をするというよりも、閉会中議院運営委員会に掛けなければならぬ諸般の事項が多いわけでありまして、例えば人事とか、今度国会法が改正になると、人事を議院運営委員会に掛けなければならぬ場合が相当ございます。それのみならず国会法の改正等がありまして、これに従つて参議院規則等が改正になることが予想されます。そういう規則を第三国会召集第一日から成るべく行いたいとするならば、閉会中にこれがための審査をして置かなければならぬというような関係がございまして、議院運営委員会に是非継続審査を

お願いしたいのであります。そういう性質上、一つの案件についてどうというのではやや響きにくいと思ひますので、例えばこういうような要求書にして頂いたらどうかと思ひのであります。

継続審査要求書

一、審査事件 議院の運営に関する件

一、理由 現下の多端な政情並びに複雑なる社会状況下に於ては、国会閉会中といへども議院の運営に關し本委員会の活動が要請される場合が予想される。

よつてこのような事態に際して参議院の機能を十全に發揮するため本委員会がいつでも活動し得る状態におく必要がある。

右本委員会の決議を経て、参議院規則第五十三條により要求する。

昭和二十三年六月三十日
議院運営委員長 木内 四郎
参議院議長 松平 恒雄殿

こういふような恰好で如何かと思ひのであります。要するに参議院規則によりまして、普通の委員会におきましては、付託事件があるときとか、調査事件があるとき以外には、開いてはならぬことになつておりますが、議院運

営委員会と図書館運営委員会は、特に例外がございまして、前二條の規定によるものの外、議院又は図書館の運営に關しては、会期中いつでもこれを開くことができるという規定がございまして、これは会期中の規定でございますが、その精神を閉会中に準用いたしまして、ここではやや漠然たる案件で継続審査の要求書をとつてもよろしかうと思ひます。又それが実情に合ふと思ひますので、こういうふうにいたした次第でございます。

○委員(木内四郎君) 只今の継続審査要求を、議院運営委員会として提出することに御異議ありませんか。

○委員(木内四郎君) 御異議なしと認めます。

○参事(河野義寛君) 尙図書館運営委員会からも、ほほこれと同じ要求書が出るであらうと思ひます。図書館運営委員会は恐らく明日委員会を開会しそれを決めて来ると思ひますから、本日はこれはお諮りしないでもいいわけでありまして。

次に商業委員会の方を申し上げます。

議院運営委員長 木内 四郎
参議院議長 松平 恒雄殿

継続調査要求書

一、調査事件 各種公園の活動に関する調査

一、理由 右調査は、今次國會を通過せる決議案の趣旨を体し、目下実施中であるが、資料の蒐集、分析並びに

各方面の意見聴取に
な相当の時日を要
するので國會閉会中
にも執行するを必要
とする。

右本委員会の決議を経て、参議院規則第五十三條により要求する。

昭和二十三年六月二十八日
商業委員長 一松 政二
参議院議長 松平 恒雄殿

これに關しましては、本委員会で調査の承認のございました。各種公園の活動に關する調査を、閉会中継続して調査する必要があるという趣の要求でございます。

○委員(木内四郎君) 商業委員長提出の各種公園の活動に関する、継続調査要求を承認することに御異議ありませんか。

○委員(木内四郎君) 御異議なしと認めます。

○参事(河野義寛君) それから商業委員会から更に外國貿易関係産業の实情に關する調査という、調査事件についても継続調査を要求しております。即ち

議院運営委員長 木内 四郎
参議院議長 松平 恒雄殿

継続調査要求書

一、調査事件 外國貿易関係産業の实情に関する調査

一、理由 貿易関係産業調査は、都内所在のものについては、閉会中に調査を進めてきたけれども地方にある

産業については、閉会中に出張調査することが却つて便宜多きを以て閉会中にもこれを執行することを必要とする。

右本委員会の決議を経て、参議院規則第五十三條により要求する。
昭和二十三年六月二十八日
商業委員長 一松 政二
参議院議長 松平 恒雄殿
以上の通りであります。

○委員(木内四郎君) 商業委員長提出の外國貿易關係の産業に関する、この継続調査要求を承認することに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員(河野義寛君) 御異議なしと認めます。

○委員(木内四郎君) 御異議なしと認めます。
○委員(河野義寛君) 次は決算委員会の継続審査要求事件ですが、継続審査要求書
一、調査事件 昭和二十一年度歳入歳出決算
昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算
特殊財産資金歳入歳出決算
一、理由 昭和二十一年度決算は、終戦後の混乱状態を反映し、特殊物件の処分等幾多慎重に審議を要する事項を包含しており、会計検査院より批難された事項も百七十五件に及び、本会期中に審査を終了することとは困難なので、閉会中も継続して審査をしたい。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

査を継続する必要がある。
右本委員会の決議を経て、参議院規則第五十三條により要求する。
昭和二十三年六月二十八日
電気委員長 佐々木良作
参議院議長 松平 恒雄
以上の通りであります。

○委員(木内四郎君) 電気委員長から提出されました、電気事業再編成に関する継続調査要求を承認することに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員(木内四郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(河野義寛君) 次は決算委員会の継続審査要求事件ですが、継続審査要求書
一、調査事件 昭和二十一年度歳入歳出決算
昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算
特殊財産資金歳入歳出決算
一、理由 昭和二十一年度決算は、終戦後の混乱状態を反映し、特殊物件の処分等幾多慎重に審議を要する事項を包含しており、会計検査院より批難された事項も百七十五件に及び、本会期中に審査を終了することとは困難なので、閉会中も継続して審査をしたい。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

昭和二十三年六月二十九日
決算委員長 下條 康麿
参議院議長 松平 恒雄殿
ここで挙げられておりますような決算の内容であると同時に、決算委員会が行政機構に関する法案等非常に多くの法案を抱えておりました関係で、決算に関する審査が開会中十分行い得なかつたので、閉会中これが審査の万全を期したいということでございます。

○委員(木内四郎君) 決算委員長提出の決算關係の継続審査要求に承認を與えることに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員(木内四郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(河野義寛君) 決算委員会からもう一件出ております。
継続審査要求書
一、調査事件 行政機構等に関する調査
一、理由 本委員会においては、本年一月三十八日議長の承認を得て、本件調査に着手したのであるが、本会期中は、決算事後承諾案及び行政機構に関する重要法案の審議に専念し、本件の調査は十全を期することが困難であつたから、閉会中もなお調査を継続して十分なる成果を挙げたい。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

決算委員長 下條 康麿
参議院議長 松平 恒雄殿
今三十日委員長から左の継続審査要求書提出した。
○委員(木内四郎君) 決算委員長提出の行政機構等に関する調査の継続審査要求を承認することに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員(木内四郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(河野義寛君) 次は治安及び地方制度委員会から継続調査の要求が出ております。
継続調査要求書
一、調査事件 治安及び地方制度に関する調査
一、理由 本委員会においては、本年二月三日議長の承認を得て、本件の調査に着手し、慎重調査の結果調査完了をみたのもありますが、問題はなお廣汎に亘つており特に地方財政の確立については、今会期中に調査を終ることは困難であるので、閉会中もなお調査を継続して充分なる成果を挙げたい。

右本委員会の決議を経て、参議院規則第五十三條により要求する。
昭和二十三年六月二十九日
治安及び地方制度委員長 吉川末次郎
参議院議長 松平 恒雄殿

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

制度委員長から提出されました、治安及び地方制度に関する調査の継続審査要求を承認することに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員(木内四郎君) 御異議なしと認めます。
向議院運営委員長から提出されました議院運営に関する継続審査の要求承認に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員(木内四郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(河野義寛君) 以上が現在までの常任委員会から出されておる継続審査の要求でございます。
次にお諮り申上げるのは、特別委員会の継続審査の要求でございますが、この特別委員会につきましては、先程国会法四十七條を明説いたしました通り、継続審査はできるのでございませす。一應継続審査要求書を明説いたします。

継続審査要求書
一、調査事件 第九百八十一号 日糸の大陸在留孤兒救済に関する請願
第九百四十号 在外同胞引揚促進に関する請願
第九百三十四号 引揚同胞対策審議会設置に関する請願
第九百七十三号 在外同胞引揚促進に関する請願
第九百七十四号 同
第九百二二号 台湾引揚者に対する緊急

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

議員派遣旅費(一名一日四〇〇円)

にも許されない。よ
つて国会閉会中も調
右本委員会の決議を経て、本院規則
第五十三條により要求する。

第五十三條により要求する。
昭和二十三年六月二十九日

参議院議長 松平 恒雄殿
○委員長(木内四郎君) 治安及び地方

第五百二二号 台湾引
揚者に対する緊急

措置に関する陳情
第五百二十六号 在
外同胞引揚促進並
びに未復員者家族
保護に関する陳情
第五百二十九号 青
島における居留民
立替金の返還に関
する陳情
第五百四十号 在外
同胞引揚促進に関
する陳情(二件)

一、理由

本委員会においては、
政多くの在外同胞引
揚問題に関する請願
及び陳情を審査し、
願意の当然なること
を思い、在外同胞の
一日も速かに帰還完
了するよう國民と共
に希望しているの
あるが今なお、六十
九方の同胞が海外に
残留している状況で
ある。それが本年結
氷期までに完了し難
い状態にあるので更
に継続的に委員会の
活動をなす必要があ
り又連合國の好意と
引揚促進施策に沿
うものであるので閉会
中もなお、本件を審
査して國民の依託に
答へたい。

右本委員会の決議を経て、参議院規
則第五十三條により要求する。
昭和二十三年六月二十八日、
在外同胞引揚問題に
関する特別委員長 中平常太郎

第十九號 参議院選管委員会決議第五十八号 昭和二十三年六月三十日

参議院議長 松平 恒雄殿

これは特別委員会からの要求でござ
いまして、御承知の通り特別委員会は、
会期満了と共に、若しこのような継続
審査のようにならなければ、そこで
消滅するべき筋合のものです。いま
す。それでこの特別委員会で継続審査
をするということは、即ち特別委員会
が大体来議会で継続することになる
わけです。それについて原則と
して請願、陳情を審査するわけではあ
りませんが、請願、陳情、而も相当今
度の会期においてすでに採択、不採択
の態度を判定し得た請願等について、
殊に閉会中まで継続をして審査する
必要ありやという事を思われる方も
若干あると思つておりますが、これ
に關しましては、こういう事情あるの
であります。それは三月頃でございま
したが、在外同胞引揚の特別委員会か
ら、引揚諸港に対して議員を派遣して
その実情を調査したいという要望があ
りましたときに、当委員会といたしま
しては、引揚諸港に立入ることは、關
係方面の了解を得ることが必要であり
ます。その了解が與られるなら
ば、この議員派遣には異議がないとい
うことを議決したわけでありまして、
そのときは了解を得ませんでしたの
で、本会議にかける段取りに至らな
かつたわけでございます。ところが今回
はやは引揚諸港の調査につきましては
て、ただに關係方面が許可しておるの
みでなく、むしろ懇請してあり、是非
行つて来て貰いたいというようなお話
があつたのでありまして、特別委員
会としても是非行きたいということだ
そであります。それでそういう關係
もあつまして、委員会として継続して

おる場合には、この關係が非常にスム
ースになるだろうという願望があるの
であらうと私は存じております。ただ
議員派遣の關係を申し上げますと、そ
ういふ特別委員会、或いは常任委員
会でも、母体がなくとも、議員として、
閉会中議長が許可することによつて
派遣の目的は達し得る、こ
ういふことにはなるのであります。そ
れで一應議員派遣の要求書は、すで
に現在この特別委員会から出てお
りまして、そつた事情等をいろいろ御
勸案の上、お決め願えれば結構だと思
います。
○委員長(木内四郎君)ちよつと速記を
止めて。
午前十一時二分速記中止
午前十一時二十二分速記開始
○委員長(木内四郎君) 速記を始め
て。
○参事(河野義寛君) それでは在外同
胞引揚問題に関する特別委員長からの
議員派遣要求書を朗読いたします。

- 一、派遣の目的
引揚諸港における
施設並びに厚生對
策等を実地調査
し、以て今後の引
揚同胞對策の審議
に資する。
- 一、派遣議員
函館第一班 河崎 ナツ 田村 文吉
函館第二班 矢野 西雄
池田宇右衛門 穂積眞六郎
星野 芳樹
舞鶴第一班 淺岡 信夫 北條 秀一

- 一、派遣期間
函館第一班 七月十日より七
月三十一日まで
の十日間
函館第二班 八月十日より八
月三十一日まで
の十日間
舞鶴第一班 七月十日より八
月五日までの内
六日間
舞鶴第二班 八月十日より九
月十日までの内
六日間
東北班 七月十日より七
月三十一日まで
の内七日間
佐世保、博多班 九月一日よ
り九月二十日ま
での内七日間
北海道各地收容施設調査班
七月二十日より
八月二十までの
内二十日間
- 一、派遣地
北海道、青森縣、岩手
縣、宮城縣、福島縣、
秋田縣、山形縣、京都
府、福岡縣、長崎縣
- 一、費用 概算 六三、二〇〇円
内訳

- 議員派遣旅費(一名一日四〇〇円
一五八日分)
右本院規則第八十條により要求す
る。
昭和二十三年六月二十八日
在外同胞引揚問題に
関する特別委員長 中平常太郎
参議院議長 松平 恒雄殿
それから次に商業委員会關係を明瞭
いたします。
- 一、派遣の目的
貿易關係産業の实
情を觀察し、關係
業者の意見を徹
し、貿易振興對策
の樹立並びに審議
に資する。
- 一、派遣議員
中部北陸東北班 七月十四
日 間
關西山陽九州班 八月十四
日 間
- 一、派遣地
愛知縣、滋賀縣、福井
縣、石川縣、富山縣、
福島縣、京都府、大阪
府、兵庫縣、廣島縣、
山口縣、福岡縣
- 一、費用 概算 七八、四〇〇円

内閣

議員派遣旅費（一名一日四〇〇円 十四名一九六日分）
古本院規則第八十條により要求する。

昭和二十三年六月二十八日

商業委員長 一松 政二

参議院議長 松平 恒雄殿

尙御参考のために申し上げますが、議員派遣は、開会中は議院に掛けて決定するわけでありまして、閉会中は議長がこれを許可するのでございますが、その開会或いは閉会というのは、その實際旅行するときの時期を推しているのか、そういうことを決める時期を推しているのか、やや疑義があります。

併しながら全体の考え方から見まして、成るべくは出張することが開会中にすでに決定しているような場合は、議院全体に懸つて議決した方がよろう。実際は閉会中であつても、それを決める時期が開会中であつたならば、議院に掛けて議決する方が妥當であらうということから、お諮りを申し上げているわけでありまして。

○委員長（本内閣部） 在外同胞引揚問題に関する特別委員長から提出されました継続審査の要求書と、同じく同特別委員長から提出された議員派遣要求書、商業委員長から提出された議員派遣要求書につきましては、更に研究或いは打合せの上決定することに御異議ありませんか。

○委員（本内閣部） 御異議ないとお認めなす。ちよつと速記を止めて置いて下さい。

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

内閣

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

内閣

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

内閣

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

内閣

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

【速記中止】

○委員（本内閣部） 速記を始め

「速記中止」
委員(木内四郎) 速記を始め
を取られた上に、法案の審議について、
本日零時半から常任委員長懇談会を招
き、やは五日より長くない方が
よいのじやないでしょうか。日曜を
どうも三日は土曜、四日は日曜です
から、予算を通し放しで、法案が、約束
のと……
○島 養成する前にちよつとお

聞きたいのですが、再延長などはな
かろうという御意見をお持ちですか。
○委員(木内四郎) 御異議ないも
のと認めます。

次に経済調査要求に関する件につ
てお諮りいたします。
○委員(河野龍寬) 本委員会の休憩
中に司法委員会が経済調査要求を議決
いたしました。要求して参りましたか
ら朗読いたします。

一、理由
本委員会において
は、本年五月七日議
長の承認を得て、本
件調査に着手し、慎
重な調査の結果、調
査の対象として予定
した事件の中、尾津
事件及び松島事件に
ついては、一應の結
論に達したのである
が、尙その目的を達
する段階に到達し得
ないので、閉会中な
お調査を継続して充
分なる成果を挙げた
りませんか。

○委員(木内四郎) 御異議ないも
のと認めます。
○委員(河野龍寬) 経済統制調査特
別委員会設置に関する決議案というの
が中川以良君外五名即ち高橋龍太郎
君、一松政二君、稻垣平太郎君、中西
功君、栗山良夫君から提案せられ本委
員会に付託されました。

これは経済統制調査のため特別委員
会を設置して、この決議の内容のごと
く委員会の運営をなし、その調査を完
了したということでありますが、内容
といたしましては、発議者の中川委員
が来ておられますので説明をお聞きに
なつたらと存じます。
ちよつとそれでは決議案の案文を朗
読いたします。

一、理由
本委員会において
は、本年五月七日議
長の承認を得て、本
件調査に着手し、慎
重な調査の結果、調
査の対象として予定
した事件の中、尾津
事件及び松島事件に
ついては、一應の結
論に達したのである
が、尙その目的を達
する段階に到達し得
ないので、閉会中な
お調査を継続して充
分なる成果を挙げた
りませんか。

○委員(木内四郎) 御異議ないも
のと認めます。
○委員(河野龍寬) 経済統制調査特
別委員会設置に関する決議案というの
が中川以良君外五名即ち高橋龍太郎
君、一松政二君、稻垣平太郎君、中西
功君、栗山良夫君から提案せられ本委
員会に付託されました。

これは経済統制調査のため特別委員
会を設置して、この決議の内容のごと
く委員会の運営をなし、その調査を完
了したということでありますが、内容
といたしましては、発議者の中川委員
が来ておられますので説明をお聞きに
なつたらと存じます。
ちよつとそれでは決議案の案文を朗
読いたします。

一、理由
本委員会において
は、本年五月七日議
長の承認を得て、本
件調査に着手し、慎
重な調査の結果、調
査の対象として予定
した事件の中、尾津
事件及び松島事件に
ついては、一應の結
論に達したのである
が、尙その目的を達
する段階に到達し得
ないので、閉会中な
お調査を継続して充
分なる成果を挙げた
りませんか。

○委員(木内四郎) 御異議ないも
のと認めます。
○委員(河野龍寬) 経済統制調査特
別委員会設置に関する決議案というの
が中川以良君外五名即ち高橋龍太郎
君、一松政二君、稻垣平太郎君、中西
功君、栗山良夫君から提案せられ本委
員会に付託されました。

これは経済統制調査のため特別委員
会を設置して、この決議の内容のごと
く委員会の運営をなし、その調査を完
了したということでありますが、内容
といたしましては、発議者の中川委員
が来ておられますので説明をお聞きに
なつたらと存じます。
ちよつとそれでは決議案の案文を朗
読いたします。

一、理由
本委員会において
は、本年五月七日議
長の承認を得て、本
件調査に着手し、慎
重な調査の結果、調
査の対象として予定
した事件の中、尾津
事件及び松島事件に
ついては、一應の結
論に達したのである
が、尙その目的を達
する段階に到達し得
ないので、閉会中な
お調査を継続して充
分なる成果を挙げた
りませんか。

右本委員会の決議を経て、本院規則
第五十三條により要求する。
昭和二十三年六月三十日
司法委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
○委員(木内四郎) 司法委員長の
方から提出されました、裁判官の刑事
事件不当処理等に関するこの経済調査
要求を、承認することに御異議ござい

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員(木内四郎) 御異議ないも
のと認めます。
○委員(河野龍寬) 経済統制調査特
別委員会設置に関する決議案というの
が中川以良君外五名即ち高橋龍太郎
君、一松政二君、稻垣平太郎君、中西
功君、栗山良夫君から提案せられ本委
員会に付託されました。

これは経済統制調査のため特別委員
会を設置して、この決議の内容のごと
く委員会の運営をなし、その調査を完
了したということでありますが、内容
といたしましては、発議者の中川委員
が来ておられますので説明をお聞きに
なつたらと存じます。
ちよつとそれでは決議案の案文を朗
読いたします。

一、理由
本委員会において
は、本年五月七日議
長の承認を得て、本
件調査に着手し、慎
重な調査の結果、調
査の対象として予定
した事件の中、尾津
事件及び松島事件に
ついては、一應の結
論に達したのである
が、尙その目的を達
する段階に到達し得
ないので、閉会中な
お調査を継続して充
分なる成果を挙げた
りませんか。

○委員(木内四郎) 御異議ないも
のと認めます。
○委員(河野龍寬) 経済統制調査特
別委員会設置に関する決議案というの
が中川以良君外五名即ち高橋龍太郎
君、一松政二君、稻垣平太郎君、中西
功君、栗山良夫君から提案せられ本委
員会に付託されました。

これは経済統制調査のため特別委員
会を設置して、この決議の内容のごと
く委員会の運営をなし、その調査を完
了したということでありますが、内容
といたしましては、発議者の中川委員
が来ておられますので説明をお聞きに
なつたらと存じます。
ちよつとそれでは決議案の案文を朗
読いたします。

一、理由
本委員会において
は、本年五月七日議
長の承認を得て、本
件調査に着手し、慎
重な調査の結果、調
査の対象として予定
した事件の中、尾津
事件及び松島事件に
ついては、一應の結
論に達したのである
が、尙その目的を達
する段階に到達し得
ないので、閉会中な
お調査を継続して充
分なる成果を挙げた
りませんか。

○委員(木内四郎) 御異議ないも
のと認めます。
○委員(河野龍寬) 経済統制調査特
別委員会設置に関する決議案というの
が中川以良君外五名即ち高橋龍太郎
君、一松政二君、稻垣平太郎君、中西
功君、栗山良夫君から提案せられ本委
員会に付託されました。

これは経済統制調査のため特別委員
会を設置して、この決議の内容のごと
く委員会の運営をなし、その調査を完
了したということでありますが、内容
といたしましては、発議者の中川委員
が来ておられますので説明をお聞きに
なつたらと存じます。
ちよつとそれでは決議案の案文を朗
読いたします。

一、理由
本委員会において
は、本年五月七日議
長の承認を得て、本
件調査に着手し、慎
重な調査の結果、調
査の対象として予定
した事件の中、尾津
事件及び松島事件に
ついては、一應の結
論に達したのである
が、尙その目的を達
する段階に到達し得
ないので、閉会中な
お調査を継続して充
分なる成果を挙げた
りませんか。

○委員(木内四郎) 御異議ないも
のと認めます。
○委員(河野龍寬) 経済統制調査特
別委員会設置に関する決議案というの
が中川以良君外五名即ち高橋龍太郎
君、一松政二君、稻垣平太郎君、中西
功君、栗山良夫君から提案せられ本委
員会に付託されました。

これは経済統制調査のため特別委員
会を設置して、この決議の内容のごと
く委員会の運営をなし、その調査を完
了したということでありますが、内容
といたしましては、発議者の中川委員
が来ておられますので説明をお聞きに
なつたらと存じます。
ちよつとそれでは決議案の案文を朗
読いたします。

一、理由
本委員会において
は、本年五月七日議
長の承認を得て、本
件調査に着手し、慎
重な調査の結果、調
査の対象として予定
した事件の中、尾津
事件及び松島事件に
ついては、一應の結
論に達したのである
が、尙その目的を達
する段階に到達し得
ないので、閉会中な
お調査を継続して充
分なる成果を挙げた
りませんか。

右本委員会の決議を経て、本院規則
第五十三條により要求する。
昭和二十三年六月三十日
司法委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
○委員(木内四郎) 司法委員長の
方から提出されました、裁判官の刑事
事件不当処理等に関するこの経済調査
要求を、承認することに御異議ござい

産、出荷、輸送配給、資金、價格
その他に関する統制実施の状況及
びその適否を調査し、整理改善を
要すると認めるものについては、
政府をして速かにこれが是正の責
をあげしめると共に、国会におい
ても立法その他必要な措置を講ず
るものとする。

三 委員会は、国会の会期中の外、
閉会中においても調査を継続し、
会期中たると閉会中たるとを問わ
ず、必要と認めたる場合には、
証人の出頭又は帳簿書類の提出を
要求することができるものとし、
これに伴う所要の経費を支出する
ことができるものとする。

四 委員会には臨時に調査のため必
要な職員を置くことができる。
五 委員会の費用は月平均五十万円
を超えてはならない。費用を支出
する場合は、委員長又は委員長が
指名する理事の請求により、議長
は、参議院の予備費よりこれを支
拂うものとする。

六 委員会は、調査の進行に關し
期中は毎月中間報告を議院に提出
し、爾後成るべく早い時期に最終
報告書を提出するものとする。
右決議する。
○委員(木内四郎) 中川議員から
説明を聴かせることに御異議ありませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員外議員(中川以良) 只今朗読
になりましたところの経済統制調査特
別委員会設置に関する決議案、これに
つきまして発議者の一人といたしまじ
て簡単に御説明を申し上げます。
從來私共が経済統制によります今

日の各生産部門又配給部門等の状態を
見ますに、最近はどうも統制により
ますところのプラスの面よりも、その
マイナスの面の方が非常に大きく現わ
れておるといふことを痛感するのであ
りまして、無論今日の敗戦の祖國とい
たしまして経済の再建に國民が努力し
ておりまするに、殊に諸重要物資が
十分でない、絶対量が不足しておりま
する際には、当然これは計画経済を以
ちましてこれに統制制度を加えて、こ
れを強化したすといふことは当然と
べき方途であるのであります。併
しながらこれは行政のやはり能力にお
きますところの限界もございします
し、又この統制の機構なり何なりその
他運営の方法等につきましても、刻々
に移り行く一切の生きた経済状態に即
應いたしますところの、運営をして
行かなければ統制の効果は挙げ得ない
と存じまして、最近いろいろ矛盾を
いたします点、不合理の点、又官僚
主義になり過ぎて、官僚が確信の
ない統制を生きている、こういう弊害に
よりまして生ずるところの結果は、國
民の道義を頹廢させ又生産を阻害し、
更にはこれがインフレーションの因を作るとい
うようなことになるのでございしまし
て、私共は早くからこの点何とか国会
が取り上げまして、一つづつにつさま
して、現実の問題を捉えて検討いたし
まして、是正をすべきものは是正改善
をいたしまして、今日の日本の経済の
復興に役立たせるといふことが必要で
あらうといふことを考えておつたので
あります。勿論これは統制経済の原
理、イデオロギーを云々いたしまして、
その是非を論ずるものではないのであ
りまして、飽くまで超黨派的立

場に立ちまして、そうして公正に説明
に厳正なる委員会の運営をいたしまし
て、只今申しましたごとく日本の経済
の再建、更には國民生活の安定に資す
るといふことが目的でありまして、過
般この点につきまして多数各派の方々
の御賛同を得まして、関係筋に参りま
して私が御説明を申し上げますとこ
ろ、御了承を願ひまして、更に当初私
が持つて参りました決議案は大体前段
だけのようなものであつたのでござい
ますが、特別委員会を作るならば、
もう少し詳細なるものを決議案にきつ
ちり載せなければいけないという御示
唆を頂きまして、更に案文を作り直し
まして一、二、三、四、五、六の項目
を加えまして再度御相談を申し上げま
したところ、これに對しまして何ら御異
議なく大體了承をされたような次第で
あります。只今申し上げましたような全
く國家の現在の経済状態の混乱するの
を憂へまして、ここにかような特別委
員会を作るといふことは、それは参議
院としまして、本院獨特の立場から最
もふさわしい委員会が存在であらうと
存じて、この決議案を提出いたしまし
たゆえんでございします。どうぞよろし
く御審議を願ひます。

○委員(木内四郎) 本件について
何か御質問なり御意見が御座いますか。
○佐々木重作 これは特別委員会設
置の決議案だろうと思つたのですけれ
ども、項目の三以下三、四、五、六とい
うような問題は、これは特別委員会の
運営方法その他具体的な問題が入つて
おつて、特に経費の問題その他は外の
関連もありませんし、ここで一遍に決
めるのがいいのか悪いのか、決めかねる
と思つたのですが、こういうように特別

五

第十九部 議院運営委員会會議録第五十八号 昭和二十三年六月三十日 【参議院】

委員会を設置する場合には、何回報告書を出すとか出さないとかいうより、具体的な問題まで、これをくつつけて審議すべきものでないか。これを認めると工合が悪いのかどうか、ちよつとお伺いしたいのです。ちよつと補足します。

○委員外議員(中川以夏) 普通の委員会で、通常の委任委員会に比べて、国会への報告義務も大抵決つておるわけで、それで特別な方法で三、四、五に規定してあるわけですが、こういう今特にこの特別委員会設置が必要であるかどうかということ、こういうことを一遍にここで決めていいかどうかという問題と、二つちよつと聞きたいと思ふのです。

○委員長(木内四郎) 只今佐々木委員の言われたように、この決議に特別委員会を設けるということ、閉会中の継続審査の問題と、委員会の調査のために必要な職員を置くということ、経費支弁の問題と、報告の問題と、いろいろのな問題を包含していると思ふのですが、そういう問題について、只今佐々木委員からの質問について、何か委員長からお述べがかりますか。

○委員外議員(中川以夏) 只今の御質問は御尤もと存じます。私もさような考え方をいたしました。当初は前段の決議文だけを作つたのであります。が、今後の決議案というものは、できるだけ詳細にやるいろいろな事項につきまして、規定を決議案の中に入れ、殊に費用の点等にこれはつきり明示して置くべきであるというような意見もありました。又この問題は緊急を要する問題で、一刻も猶豫できない問題であるので、当然閉会中もこれは勉強して継続すべきであるというように考へた次第であります。

○委員外議員(中川以夏) 中川委員の説明の中に、この経済統制調査特別委員会は緊急必須であるということを示されたが、どの点が経済中の緊急必要事項かを、もう少し要点を添えて聞きたいのであります。

○委員外議員(中川以夏) それはでございます。現在も、当然今日からでも改善をいたしましたならば、國民の生活の安定にもなるし、又生産の増進にも役立つものがあることはいろ／＼深山あると思ふのです。そういうものにつまじて、できるだけ早く検討を加えて、その改善の方途を講ずる必要があるかと、こういう考え方から申した次第であります。

○竹下重次 ちよつと中川さんにお尋ねしたいのですが、この決議が通るといふことになりますれば、直ぐに特別委員会が設立される。そうすると閉会中でも直ぐに活動を開始されるという御希望なんですか、或いは次の会期から新しくお始めになるのですか、如何ですか。

○委員外議員(中川以夏) 今の御質問に對しましては、先程も申しましたごとく、本国会中に委員会が設立いたしましたら、直ちに休会中も継続いたしましたし、委員会の使命を果すべき活動をすることを考へておられます。これは当然折角こういうものができましたならば、やはり休会中も皆が勉強いたしまして、一刻も早く國家のために努力すべきでないかというように考へて居ります。

○竹下重次 それにつきまして、もう一度細かくお尋ねしたいのですが、この問題は私なども非常に大事なお問題でありまして、そうして急いで成るべく早く解決しなければならぬ問題だと思ふ。その点に私もよく分るつもりでありますが、この問題につきましても、資本主義的な考え方を保持しては、資本主義的な考え方を保持しておる人、社会主義的な考え方を保持しておる人によつて相当に意見の隔りが起る。ところがもう間もなく五日六日から閉会になるという事になりまして、この問題を長く続けた今日の事でありまうから、議員の多数の人は長い間の私用も重なつておる。その外いろ／＼な変動もある、予定もあつて、この休暇を当てにしておられる人が可なり多いのじやないか。それでそういう差支のない人が比較的少ないことになると、その中から公平に、しかもこの問題の調査に適當な委員を選ぶことについて、狭い範囲から選ばないかやならないかということになると、本當に願うことがよくできるかどうかということ、私はちよつと気になるのでございませう。それで急がな過ぎないか、仮にその願うことがよくできな心配があるとなれば、少々延ばしても、秋頃臨時議会でも召集されるという見込みがあるならば、その時に皆勢揃いしたときに、つかり委員も選定し、そうして活動を開始されたいということも一つの方法じやないか。大体すでに六日、七日からでもお始めになると、初めから関係し、いとうと、委員の人はちよつと途中から関係し、や、この調査は非常に困難な問題である。不完全な調査になります。そういう氣遣いがありますので、ちよつと伺

○委員外議員(中川以夏) 今の仰せは御尤もだと私も存じております。かような決議案を今日出すということ、すでに過ぎに失しておると私は存じておる次第でありまして、たま／＼いろいろの事情で、休会直前になりましてということ、併し一應こういうことが認められた以上は、やはりできるだけ公平に一つ各委員の御選出を願ひまして、只今の御趣旨に副するように、皆様がやはり勉強して頂くということに行きますよりいたし方がないことに行っております。勿論これは統制経済、いろいろ義務を論ずるとか、権利を擁護し下げて議論を闘わすという討論会的になつてはいけないと存じまして、現実を捉えまして、その是非を論ずる。だから現在の統制経済における欠陥を探して行くという意味合いの下に行きたいと思ひます。

○委員外議員(中川以夏) 今の仰せは御尤もだと私も存じております。かような決議案を今日出すということ、すでに過ぎに失しておると私は存じておる次第でありまして、たま／＼いろいろの事情で、休会直前になりましてということ、併し一應こういうことが認められた以上は、やはりできるだけ公平に一つ各委員の御選出を願ひまして、只今の御趣旨に副するように、皆様がやはり勉強して頂くということに行きますよりいたし方がないことに行っております。勿論これは統制経済、いろいろ義務を論ずるとか、権利を擁護し下げて議論を闘わすという討論会的になつてはいけないと存じまして、現実を捉えまして、その是非を論ずる。だから現在の統制経済における欠陥を探して行くという意味合いの下に行きたいと思ひます。

○委員外議員(中川以夏) 今の仰せは御尤もだと私も存じております。かような決議案を今日出すということ、すでに過ぎに失しておると私は存じておる次第でありまして、たま／＼いろいろの事情で、休会直前になりましてということ、併し一應こういうことが認められた以上は、やはりできるだけ公平に一つ各委員の御選出を願ひまして、只今の御趣旨に副するように、皆様がやはり勉強して頂くということに行きますよりいたし方がないことに行っております。勿論これは統制経済、いろいろ義務を論ずるとか、権利を擁護し下げて議論を闘わすという討論会的になつてはいけないと存じまして、現実を捉えまして、その是非を論ずる。だから現在の統制経済における欠陥を探して行くという意味合いの下に行きたいと思ひます。

○委員外議員(中川以夏) 今の仰せは御尤もだと私も存じております。かような決議案を今日出すということ、すでに過ぎに失しておると私は存じておる次第でありまして、たま／＼いろいろの事情で、休会直前になりましてということ、併し一應こういうことが認められた以上は、やはりできるだけ公平に一つ各委員の御選出を願ひまして、只今の御趣旨に副するように、皆様がやはり勉強して頂くということに行きますよりいたし方がないことに行っております。勿論これは統制経済、いろいろ義務を論ずるとか、権利を擁護し下げて議論を闘わすという討論会的になつてはいけないと存じまして、現実を捉えまして、その是非を論ずる。だから現在の統制経済における欠陥を探して行くという意味合いの下に行きたいと思ひます。

○委員外議員(中川以夏) 今の仰せは御尤もだと私も存じております。かような決議案を今日出すということ、すでに過ぎに失しておると私は存じておる次第でありまして、たま／＼いろいろの事情で、休会直前になりましてということ、併し一應こういうことが認められた以上は、やはりできるだけ公平に一つ各委員の御選出を願ひまして、只今の御趣旨に副するように、皆様がやはり勉強して頂くということに行きますよりいたし方がないことに行っております。勿論これは統制経済、いろいろ義務を論ずるとか、権利を擁護し下げて議論を闘わすという討論会的になつてはいけないと存じまして、現実を捉えまして、その是非を論ずる。だから現在の統制経済における欠陥を探して行くという意味合いの下に行きたいと思ひます。

○委員外議員(中川以夏) 今の仰せは御尤もだと私も存じております。かような決議案を今日出すということ、すでに過ぎに失しておると私は存じておる次第でありまして、たま／＼いろいろの事情で、休会直前になりましてということ、併し一應こういうことが認められた以上は、やはりできるだけ公平に一つ各委員の御選出を願ひまして、只今の御趣旨に副するように、皆様がやはり勉強して頂くということに行きますよりいたし方がないことに行っております。勿論これは統制経済、いろいろ義務を論ずるとか、権利を擁護し下げて議論を闘わすという討論会的になつてはいけないと存じまして、現実を捉えまして、その是非を論ずる。だから現在の統制経済における欠陥を探して行くという意味合いの下に行きたいと思ひます。

○委員外議員(中川以夏) 今の仰せは御尤もだと私も存じております。かような決議案を今日出すということ、すでに過ぎに失しておると私は存じておる次第でありまして、たま／＼いろいろの事情で、休会直前になりましてということ、併し一應こういうことが認められた以上は、やはりできるだけ公平に一つ各委員の御選出を願ひまして、只今の御趣旨に副するように、皆様がやはり勉強して頂くということに行きますよりいたし方がないことに行っております。勿論これは統制経済、いろいろ義務を論ずるとか、権利を擁護し下げて議論を闘わすという討論会的になつてはいけないと存じまして、現実を捉えまして、その是非を論ずる。だから現在の統制経済における欠陥を探して行くという意味合いの下に行きたいと思ひます。

○委員外議員(中川以夏) 今の仰せは御尤もだと私も存じております。かような決議案を今日出すということ、すでに過ぎに失しておると私は存じておる次第でありまして、たま／＼いろいろの事情で、休会直前になりましてということ、併し一應こういうことが認められた以上は、やはりできるだけ公平に一つ各委員の御選出を願ひまして、只今の御趣旨に副するように、皆様がやはり勉強して頂くということに行きますよりいたし方がないことに行っております。勿論これは統制経済、いろいろ義務を論ずるとか、権利を擁護し下げて議論を闘わすという討論会的になつてはいけないと存じまして、現実を捉えまして、その是非を論ずる。だから現在の統制経済における欠陥を探して行くという意味合いの下に行きたいと思ひます。

○委員外議員(中川以夏) 今の仰せは御尤もだと私も存じております。かような決議案を今日出すということ、すでに過ぎに失しておると私は存じておる次第でありまして、たま／＼いろいろの事情で、休会直前になりましてということ、併し一應こういうことが認められた以上は、やはりできるだけ公平に一つ各委員の御選出を願ひまして、只今の御趣旨に副するように、皆様がやはり勉強して頂くということに行きますよりいたし方がないことに行っております。勿論これは統制経済、いろいろ義務を論ずるとか、権利を擁護し下げて議論を闘わすという討論会的になつてはいけないと存じまして、現実を捉えまして、その是非を論ずる。だから現在の統制経済における欠陥を探して行くという意味合いの下に行きたいと思ひます。

○委員外議員(中川以夏) 今の仰せは御尤もだと私も存じております。かような決議案を今日出すということ、すでに過ぎに失しておると私は存じておる次第でありまして、たま／＼いろいろの事情で、休会直前になりましてということ、併し一應こういうことが認められた以上は、やはりできるだけ公平に一つ各委員の御選出を願ひまして、只今の御趣旨に副するように、皆様がやはり勉強して頂くということに行きますよりいたし方がないことに行っております。勿論これは統制経済、いろいろ義務を論ずるとか、権利を擁護し下げて議論を闘わすという討論会的になつてはいけないと存じまして、現実を捉えまして、その是非を論ずる。だから現在の統制経済における欠陥を探して行くという意味合いの下に行きたいと思ひます。

○委員外議員(中川以夏) 今の仰せは御尤もだと私も存じております。かような決議案を今日出すということ、すでに過ぎに失しておると私は存じておる次第でありまして、たま／＼いろいろの事情で、休会直前になりましてということ、併し一應こういうことが認められた以上は、やはりできるだけ公平に一つ各委員の御選出を願ひまして、只今の御趣旨に副するように、皆様がやはり勉強して頂くということに行きますよりいたし方がないことに行っております。勿論これは統制経済、いろいろ義務を論ずるとか、権利を擁護し下げて議論を闘わすという討論会的になつてはいけないと存じまして、現実を捉えまして、その是非を論ずる。だから現在の統制経済における欠陥を探して行くという意味合いの下に行きたいと思ひます。

一月まですると、五ヶ月で二百五十万円になりまして、参議院予備経費五百万円として、本年度予算の半額に達します。これはちよつと予備経費といふと、荷が重過ぎる計算ではないかと考へます。予備経費といふますよりも、予算修正の方が事務的に申しますれば、つまり追加予算を取つて、この経費を支弁するということが受当ではなからうかと一應存じます。

○委員外議員(中川以夏) 経費のことにつきましては、私共はいたしまして、五

○委員外議員(中川以夏) 経費のことにつきましては、私共はいたしまして、五

○委員外議員(中川以夏) 経費のことにつきましては、私共はいたしまして、五

○委員外議員(中川以夏) 経費のことにつきましては、私共はいたしまして、五

【速記中止】

○委員外議員(木内四郎) 速記をとつ

○委員外議員(木内四郎) 速記をとつ

○委員外議員(木内四郎) 速記をとつ

○委員外議員(木内四郎) 速記をとつ

であるので、当然閉会中もこれは勉強して継続すべきであるというように考

○竹下重次君 それにつきまして、もう一度細かくお尋ねしたいのですが、

る。不完全な調査になります。そういう気遣いがありますので、ちよつと伺

五十万田になり、閉会中次の議会になるまでつと続くか。仮にこれから十

○委員(木内四郎君) 速記をとつ

それでは本案につきましては十分研究をして頂きたいということにしまして、もう少し研究することにしたから如何かと思いますが、御異議ありませんか。

○委員(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員(木内四郎君) そうです。

○委員(木内四郎君) そうです。

○委員(木内四郎君) そうです。

委員外議員
在外同胞引揚問題に
関する特別委員長
中平 常太郎君
中川 以良君

議長 松平 恒雄君

事務局長 小林 次郎君
近藤 英明君
川上 和吉君
河野 義克君

六月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

議院事務司法の一部を改正する法律案(衆予第五号)
議院法(衆予第六号)
議院法(衆予第七号)
議院法(衆予第八号)

第十條 各事務局に監視副長数人を置き、事務総長が参事又は主事のの中からこれを命ずる。

第十一條 各事務局に監視若干人を置き、事務総長が主事の中からこれを命ずる。

第十二條 常任委員会専門員、常任委員会調査員及び常任委員会調査主事は、常任委員長の申出により、事務総長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

第十三條 常任委員会専門員は常任委員長の命を受け調査を掌る。

第十四條 常任委員会調査員は常任委員長及び常任委員会専門員の命を受け、調査の事務を掌る。

第一條 各議院の法制局に左の職員を置く。

第二條 法制局長は、議長の監督の下に、局中一切の事務を統理し、所属職員を監督する。

第三條 各法制局に、その事務を分掌するため、部及び課を置く。

第四條 各部に部長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第五條 各課に課長を置き、法制局長が、参事の中からこれを命ずる。

この法律の目的及び適用範囲

第一條 この法律は、現下の経済事情に鑑み、選挙の公営を強化し、選挙を最も公平且つ適正に行い、以て選挙の腐敗を防止することを目的とし、衆議院議員の選挙に、これを適用する。

第二條 市及び人口概ね五万以上の町村で都道府県の選挙管理委員会(指定するものは、職員候補者の政見を選挙人に周知させるため、立会演説会を開催しなければならぬ。

第三條 立会演説会において演説をする者は、議員候補者でなければならぬ。

第四條 都道府県の選挙管理委員会は、あらかじめ立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場並びに

一回の立会演説会において演説することのできる議員候補者の数及び演説の時間を決定し、選挙の期日の公示又は告示の日から三日以内に、これを告示しなければならぬ。

2 前項の場合において必要があつたと認めるときは、都道府県の選挙管理委員会は、議員候補者を班に分けて、立会演説会を実施する方法を講じなければならない。

3 第一項の規定による決定をなすに当つては、都道府県の選挙管理委員会は、都道府県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部で最近に行われた総選挙において所属の衆議院議員を有し若しくは有したものの代表者一人の参集を求めて、その意見をきかなければならない。

4 前項の参集に加わらうとする政党又はその支部は、都道府県の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を届け出なければならない。

第五條 立会演説会に加わらうとする議員候補者は、都道府県の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出があつた議員候補者について、最初に行われる立会演説会における演説の順序及び前條第二項の規定により班を分けて実施する場合におけるその所属の班は、都道府県の選挙管理委員会が、くじでこれを決定する。この場合においては、併せて議員候補者が演説することのできる立会演説

会の日時及び会場を決定しなければならない。

3 第二回以後の立会演説会における議員候補者の演説の順序は、原則として、前回の第一順位の者を最後の順位とし、第二順位以下の者を順次一順位づつ繰り上げたものによる。

4 都道府県の選挙管理委員会は、第二項の決定をしたときは、直ちに、当該候補者及び関係市町村の選挙管理委員会に、これを通知しなければならない。

第六條 前條第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わらうとする者は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出があつた議員候補者が演説することのできる立会演説会の日時、会場及び最初に加わることを得べき立会演説会における演説の順序並びに第四條第二項の規定により班を分けて実施する場合におけるその所属の班は、都道府県の選挙管理委員会がこれを決定する。

3 前條第三項及び第四項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第七條 市町村の選挙管理委員会は、前二條の規定により通知があつたときは、立会演説会を開催すべき期日前二日までに、公衆の見易い場所に、立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行ふべき議員候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。こ

の場合における掲示の場所は、立会演説会を開催すべき市町村又は一単位につき、二十箇所以上でなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会開催の当日の演説会場の表示並びに演説会場における議員候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

3 前二項に規定するものの外、会場の施設その他立会演説会の実施に関する事務は、市町村の選挙管理委員会がこれを行う。

第八條 前六條に定めるものを除く外、立会演説会に關し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会がこれを定める。

第九條 議員候補者は、市町村の選挙管理委員会の指定する施設を使用して、個人演説会を三十回以内開催することができる。

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会にこれを報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、これを告示しなければならない。

第十條 議員候補者が第十二條第一項の規定による届出をした後、その開催すべき個人演説会を実施しなかつた場合においても、その実施しなかつた回数、これを前條

第一項の規定による回数に算入するものとする。但し、天災その他不可抗力に因る場合は、この限りでない。

2 立会演説会が開催される当日には、当該市町村において、個人演説会を開催することができない。

第十一條 個人演説会においては、議員候補者以外の者も演説をすることができない。

第十二條 個人演説会を開催しようとする議員候補者は、開催すべき期日前五日までに、使用すべき施設、開催すべき日時並びに議員候補者の氏名及び党派別を市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の届出があつたときは、個人演説会を開催すべき期日前二日までに、都道府県の選挙管理委員会のあらかじめ定めるところにより、公衆の見易い場所に、個人演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行ふべき議員候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、個人演説会を開催すべき市町村につき、十箇所とする。

3 第二條第二項の規定は、個人演説会の会場に関する表示及び掲示について、これを準用する。

第十三條 個人演説会において使用する施設については、その使用に關し、料金を徴収することができない。

第十四條 選挙運動のために街頭における演説会は、その場所に

議員候補者が現在する場合に限り、これを行うことができる。

2 前項の場所には、議員候補者の現在する間、立札及びちようちんを掲示することができる。この場合において、当該候補者が現在しなくなつたときは、直ちに、これを撤去しなければならない。

(演説会の禁止)

第十五條 この法律に定めるところの立会演説会、個人演説会及び街頭演説会を除く外、選挙運動のためにする演説会は、いかなる名義を以てするを問はず、これを開催することができない。

(放送)

第十六條 議員候補者は、選挙運動の期間中三回以内において、その政見を放送することができる。

2 前項の放送の回数、日時その他放送に關し必要な事項は、日本放送協会が全国選挙管理委員会と協議の上、これを定める。

第十七條 日本放送協会は、その定めるところにより、議員候補者の氏名、年令、党派別、主要な経歴等を関係区域の選挙人に周知させるため、放送をするものとする。

2 前項の放送の回数は、選挙の期日前二十日から選挙の期日の前日までの間において、各議員候補者について概ね十回とする。

(新聞廣告)

第十八條 議員候補者及び政党その他の政治団体又はその支部の代表者は、都道府県の選挙管理委員会が議員候補者一人につき定める同一寸法で、都道府県の選挙管理委員会が同一選挙区ごとに指定する一

において、併せて議員候補者が演説をすることのできる立会演説

るべき議員候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。こ

の開催すべき個人演説会を実施しなかつた場合においても、その実施しなかつた回数には、これを前條

第十四條 選挙運動のために街頭における演説会は、その場所に

一寸法で、都道府県の選挙管理委員会が同一選挙区ごとに指定する一

つの日刊新聞に、選挙運動の期間中一回を限り、選挙に關して廣告をすることができる。

2 前項の廣告を掲載した新聞紙は、第十九條の規定にかからず、新聞販賣を業とする者が、通常の方法でこれを頒布することができ

(文藝圖画の制限)

第十九條 選挙運動のために使用する郵便葉書、筆書した書状、名刺その他一切の文藝圖画は、これを頒布することができない。但し、選挙事務所を設置、立会人の依頼、演説会に關し必要な連絡その他選挙事務の連絡のために使用する郵便葉書及び無封書状は、この限りでない。

2 前項但書の郵便葉書及び無封書状は、議員候補者一人について通じて千枚とし、郵便官署において選挙事務用である旨の表示をしたものでなければならぬ。

3 選挙運動のために使用する回覧板その他の文藝圖画又は看板(フタカードを含む。)の類を多数の者に回覧させることは、これを第一項の頒布とみなす。但し、第十四條第二項及び第二十二條第五項に規定するものを回覧させることは、この限りでない。

第二十條 選挙運動のために使用する文藝圖画は、左の各号に掲げるものの外は、これを掲示することができない。

- 一 第十四條第二項の規定により行う街頭における演説のためにその場所において使用する立札及びちようちん

二 第二十二條第五項の規定により自動車、拡声機又は船舶に使用する張札、立札及びちようちん

三 選挙事務所を表示するため、その場所において使用する張札、立札、ちようちん及び看板の類

第二十一條

何人も、選挙運動の期間中は、著述、演説等の廣告その他いかなる名義を以てするを問はず、前二條の禁止を免れる行為として、主として議員候補者の氏名、政党その他の政治團體の名称又は議員候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文藝圖画を頒布し、又は掲示することができない。

2 選挙運動の期間前に掲示した文藝圖画で、前項の規定に該当するものがあると認めるときは、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、選挙運動の期間中に限り、これを撤去し、又は撤去させることができる。

(自動車等の制限) 第二十二條 主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通取締法第二條第五項に規定する諸車をいう。以下これに同じ。)拡声機及び船舶は、議員候補者一人について、それぞれ同時に、左の各号の制限を超えてこれを使用し

- 一 自動車 一台
- 二 拡声機 一揃
- 三 船舶 一隻

2 前項の自動車、拡声機又は船舶を使用しようとする場合には、議員候補者は、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会の発行する証明書の交付を受けなければならない。

3 第一項の自動車、拡声機又は船舶を使用する者は、前項の証明書

を常時携帯するとともに、その使用する自動車、拡声機又は船舶には、都道府県の選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければ

第二十三條

何人も、選挙運動に關し、いかなる名義を以てするを問わず、飲食物を提供し又は飲食物の提供を受けなければならない。但し、湯茶の提供を受けることは、この限りでない。

(選挙運動の制限) 第二十四條 何人も、左の各号に掲げる行為は、これを行うことができない。

- 一 いかなる方法を以てするを問はず、選挙運動のために特定の候補者の氏名又は政党その他の政治團體の名称を連呼すること

但し、個人演説会を開催する場合にあつてはその実施一時間前

からその場所において、街頭における演説会を行う場合にあつてはその実施の場所において、当該演説会の告知のためにする場合は、この限りでない。

二 選挙に關し、自動車を連れ又は隊伍を組んで往來する等氣勢を張る行為をすること

(交通機關の利用)

第二十五條 議員候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が、選挙運動の期間中關係区域内において、國有鉄道、國營自動車、地方鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業の交通機關を利用するため、各議員候補者は、運輸大臣の定めるところにより、通じて十五枚を限り、特殊乗車券の交付を受けることができる。

(燃料のあつせん) 第二十六條 議員候補者が選挙運動のために第二十二條第一項第一号の規定による自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料に關しては、その配給又は交付につき、國又は地方公共團體において、これをあつせんするものとする。この場合においては、全國選挙管理委員会又は都道府県の選挙管理委員会は、配給の計画その他実施上必要な措置を講じなければならない。

前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料の配給又は交付を受けた者は、議員候補者たることを辞した場合には直ちに、その全部を返還しなければならない。

但し、選挙運動に使用したため全部を返還することができないときは、選挙運動に使用したことを証する明細書を添えて、廢部を返還しなければならない。

(公營に要する経費の分担) 第二十七條 議員候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙の公營に要する経費の分担として、議員候補者一人につき、二万円又はこれに相當する額の國貨證書を、あらかじめ國庫に納付しなければならない。

第二十八條

議員候補者が選挙の期日までに死亡し又は当該候補者たることを辞した場合は、いかなる場合においても、これを返還しないものとする。

第一項の規定による納付をした者が、当該選挙区において衆議院議員選挙法第二十五條第一項の規定により更に選挙が行われるとき、再び議員候補者の届出又は推薦届出をする場合には、第一項の規定による納付をすることを要しない。

衆議院議員選挙法第六十七條第一項乃至第三項の規定による届出をする場合にあつては、第一項の納付をしたことを証すべき書面、前項の規定による届出をする場合にあつては、前回は納付をしたことを証すべき書面を添付しなければならない。

(國庫の負担) 第二十八條 左の各号に掲げる経費は、國庫の負担とする。一 立会演説会の開催に要する

經費

- 二 個人演説会のための告知及び施設に関する經費
- 三 放送に要する經費
- 四 新聞廣告に要する經費
- 五 第十九條第二項に規定する郵便葉書及び無封書状の經費
- 六 第二十五條の規定による交通機關の使用に要する經費

(特別区、区及び全部事務組合)

第二十九條 この法律の適用については、特別区及び地方自治法第五十五條第二項の規定による区は、これを市とみなし、町村の全部事務組合は、これを一町村とみなす。

(特別の規定)

第三十條 交通至難の島嶼その他の地においてこの法律の規定を適用しがたい事項については、政令で特別の規定を設けることができる。

(施行に関する政令)

第三十一條 この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める。

(罰則)

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の禁錮又は三千万円以上五千万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條第一項又は第二項の規定に違反して演説をした者
- 二 第九條第一項又は第十條第二項の規定に違反して個人演説会を開催した者
- 三 第十四條の規定に違反して街頭における演説をし、又は立札若しくはちようちんを掲示した者

者

- 四 第十五條の規定に違反して演説会を開催した者
- 五 第十八條第一項の規定に違反して新聞廣告をした者
- 六 第十九條、第二十條又は第二十一條の規定に違反して文書図画を頒布し、又は掲示した者
- 七 第二十二條第一項の規定に違反して自動車、拡声機又は船舶を使用した者
- 八 第二十三條の規定に違反して飲食物を提供し又は飲食物を提供を受けた者

第三十三條

左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の禁錮又は千円以上三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條第二項の規定による立札又はちようちんを正当な理由がなく撤去しなかつた者
- 二 第二十二條第三項又は第四項の規定に違反して証明書を携帯せず、表示をせず又は呈示を拒んだ者
- 三 第二十四條の規定に違反した者
- 四 第二十六條第二項の規定によるガソリンその他の自動車用燃料を正当な理由がなく返還しなかつた者

(当選無効)

第三十四條 当選人がその選挙に関し、この法律に掲げる罪を犯し刑に処せられたときは、その当選を無効とする。

2 衆議院議員選挙法第百四十二條の規定は、前項に掲げる者が刑に処せられた場合に、これを準用する。

る。

3 第一項の規定による当選無効は、衆議院議員選挙法第二十五條及び第七十七條の規定については、これを同法第百三十六條の規定による当選無効とみなす。

(選挙権及び被選挙権の停止)

第三十五條 第三十二條の罪を犯した者で、罰金の刑に処せられたものは、その裁判が確定した日から五年間、禁錮の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は刑の執行に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、衆議院議員の選挙における選挙権及び被選挙権を有しない。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた者については、その期間は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間とする。

裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に前項に規定する者に対し、同項の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は同項の期間を短縮する旨を宣告することができる。

(時効)

第三十六條 第三十二條及び第三十三條の罪の時効は、六箇月を経過することに因り完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、これを二年とする。

附則

第三十條 この法律は、次の総選挙から、これを施行する。
第三十八條 選挙運動の文書図画等の特例に関する法律(昭和二十二

年法律第十六号)は、この法律の施行後は、衆議院議員の選挙については、これを適用しない。

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律

「市町村議員選挙管理委員会」を「市町村/選挙管理委員会」に、「都議会議員選挙管理委員会」を「都道府県議員選挙管理委員会」に、「都道府県/選挙管理委員会」に、「都道府県/長」を「都道府県知事」に、「勅令」を「政令」に改める。

第八條 都道府県及市町村/選挙管理委員会/委員及書記、投票管理員、開票管理者及選挙長並ニ選挙事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係区域内ニ於テ被選挙権ヲ有セズ

第十一條 削除

第二十二條に次の一項を加える。
天災其他避ケベカラザル事故ニ因リ前項ノ規定ニ依リ告示シタル投票所ヲ変更シタルトキハ選挙ノ当日ヲ除クノ外投票管理者ノ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ旨ヲ告示スルコトヲ得

第二十四條 市町村/選挙管理委員会ハ各投票区ニ於ケル選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立会人三人乃至五人ヲ選任シ選挙ノ期日前三日迄ニ之ヲ本人ニ通知スベシ

投票立会人ニシテ委ニスル者投票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ又ハ其ノ後三人ニ達セザルニ至リタルトキハ投票管理者

ハ其ノ投票区ニ於ケル選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ選スル投票立会人ヲ選任シ直キ之ヲ本人ニ通知シ投票立会人ハシムベシ

議員候補者ハ之ヲ投票立会人ニ選任スルコトヲ得ズ
同一ノ政黨其ノ他ノ團體ニ屬スル者ハ一ノ投票区ニ於テ三人以上之ヲ投票立会人ニ選任スルコトヲ得ズ投票立会人ハ正当ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辞スルコトヲ得ズ

第二十七條ノ二 身体ノ故障ニ因リ自ラ議員候補者ノ氏名ヲ記載スルコト能ハザル選挙人ハ第三十條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ申請ニ依リ投票管理者ニ於テ投票立会人ノ意見ヲ徴シ選任スル者ヲシテ議員候補者一人ノ氏名ヲ記載シ投票シムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條中「勅令」定ムル事由ニ因リ左ノ各号ノ掲グル事由ニ因リ」に改め、同條に次のように加える。

一 選挙人其ノ属スル投票區所在ノ都市ノ區域外(選挙ニ關係アル職務ニ従事スル者ニ在リテハ其ノ属スル投票區ノ區域外)ニ於テ職務又ハ業務ニ従事中ナルベキコト

二 前号ノ掲グルモノヲ除クノ外選挙人已ムコトヲ得ザル用途又ハ事故ノ爲メ其ノ属スル投票區所在ノ都市ノ區域外ニ於テ旅行中又ハ滞在中ナルベキコト

三 前号ノ掲グルモノヲ除クノ外選挙人疾病、負傷、妊娠若ハ不

頭における演説をし、又は立札若しくはちようちんを掲示した

第三十八條 選挙運動の文書圖画等の特例に關する法律(昭和二十二

セザルトキ又ハ其ノ後三人ニ達セザルトキニ至リタルトキハ投票管理者

三 前号ニ掲グルモノヲ除クノ外 選挙人疾病、負傷、妊娠若ハ不

具ノ爲又ハ産褥ニ在ル爲歩行者シク困難ナルベキコト

者ハ開票立会人ト爲ルコトヲ得ズ第二項、第三項又ハ前項ノ規定ニ依リ開票立会人定リタル後同一ノ政見其ノ他ノ団体ニ属スル議員候補者ノ届出ニ係ル開票立会人三人以上ト爲リタルトキハ開票管理者ニ於テ抽籤ニ依リ定メタル者二人以外ノ者ハ其ノ職ヲ失フ

議員候補者ハ開票立会人ト爲ルコトヲ得ズ開票立会人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辞スルコトヲ得ズ第六十一條中「第二十四條」を「第四十七條」に改める。

定ニ該当スルニ至リタルコト」に改める。第六十八條第一項中「五千円」を「三万円」に改め、同條第二項中「十分の一」を「五の一」に改め、同條第三項但書中「議員候補者タルコトヲ許シタルトキ」の下に「又ハ前條第八項ノ規定ニ該当スルニ至リタルトキ」を加ふる。

十四條の下に「又ハ政治資金規正法第四十五條第二項」を、第六号中「第三百三十六條」の下に「又ハ政治資金規正法第四十四條」を加ふる、同條第三項中「若ハ第四百三十三條」を、「第四百三十三條若ハ政治資金規正法第四十六條」に改める。

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル者(議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ許シ若ハ第六十七條第八項ノ規定ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ届出ニ係ル者ヲ除ク以下之ニ同ジ)十人ヲ超ニザルトキハ直ニ其ノ者ヲ以テ開票立会人トシ十人ヲ超ニルトキハ届出アリタル者ニ於テ開票立会人十人ヲ互選スベシ

第二項ノ規定ニ依ル互選又ハ第五項若ハ第六項ノ規定ニ依ル抽籤ヲ行フベキ場所及日時ハ開票管理者ニ於テ予メ之ヲ告示スベシ議員候補者タルコトヲ許シ若ハ第六十七條第八項ノ規定ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ届出ニ係ル開票立会人ノ其ノ職ヲ失フ

法律ノ定ムル所ニ依リ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ザル國又ハ地方公共団体ニ係ル第一項乃至第三項ノ届出ハ其ノ者ガ公務員タルコトヲ許シタル後ニ非ザレベ之ヲ爲スコトヲ得ズ法律ノ定ムル所ニ依リ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ザル國又ハ地方公共団体ノ公務員ニシテ議員候補者タルコトヲ許スル者公務員タルコトヲ許スル旨ノ申出ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ申出ノ日ヨリ十日以内ニ公務員タルコトヲ許スルコトヲ得ザルトキハ當該公務員ノ退職ニ關スル法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ申出ノ日後十日ニ相當スル日ニ公務員タルコトヲ許シタルモノト看做ス

第六十九條第五項中「第七十四條」を「第七十三條第一項」に改める。第七十一條 当選人定リタルトキハ選挙長ハ直ニ当選人ノ住所氏名及得票数、其ノ選挙ニ於ケル各議員候補者ノ得票数及他選挙ノ額未ダ都道府縣ノ選挙管理委員会ニ報告スベシ

第七十七條中「又ハ当選人第三百三十六條」を、「当選人第三百三十六條又ハ政治資金規正法第四十四條若ハ第四十五條」に改める。

前項ノ規定ニ依ル互選ハ投票ニ依リ之ヲ行ヒ得票最多數ノ者ヲ以テ開票立会人トス得票數同ジキトキハ開票管理者抽籤シテ之ヲ定ム

第二項ノ規定ニ依ル開票立会人三人ニ達セザルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ開票立会人ニシテ該会スル者開票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後三人ニ達セザルトキハ其ノ後三人ニ達セザルトキハ開票管理者ハ其ノ開票區ニ於ケル選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ選スル迄ノ開票立会人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ開票立会人ハ開票立会人ヲ届出タル議員候補者ノ属シ又ハ開票管理者ニ於テ選任シタル開票立会人ノ属スル政見其ノ他ノ団体ト同一ノ政見其ノ他ノ団体ニ属スル者ハ當該議員候補者ノ届出ニ係ル開票立会人又ハ開票管理者ノ選任ニ係ル開票立会人ト通ジ三人以上ノ選任スルコトヲ得ズ

同條第五項の次に次の一項を加ふる。第一項乃至第三項ノ届出アリタル者法律ノ定ムル所ニ依リ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ザル國又ハ地方公共団体ノ公務員ト爲リタルトキハ議員候補者タルコトヲ許シタルモノト看做ス

第七十三條 当選人其ノ当選ヲ許セントスルトキハ當選ノ告示ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ其ノ旨ヲ都道府縣ノ選挙管理委員会ニ届出ジベシ

第七十六條 当選人當選ヲ承諾シタルトキ又ハ第七十三條第一項ノ期間ヲ経過シタルトキハ都道府縣ノ選挙管理委員会ハ直ニ當選證書ヲ付與シ其ノ住所氏名ヲ告示シ且都道府縣知事ヲ經テ之ヲ全國選挙管理委員会ニ報告スベシ

第一項ノ規定ニ依リ届出アリタル者ニシテ同一ノ政見其ノ他ノ団体ニ属スル議員候補者ノ届出ニ係ルモノノ三人以上アルトキハ第二項及第三項ノ規定ニ拘ラズ届出ニ依リ直ニ開票立会人ヲ定メ得ル場合ニ在リテハ其ノ者ノ中ニ就キ開票管理者ニ於テ抽籤ニ依リ定メタル者二人、互選ニ依リ開票立会人ヲ定ムベキ場合ニ在リテハ得票最多數ノ者二人(二人ヲ定ムルニ當リ得票數同ジキトキハ開票管理者ニ於テ抽籤ニ依リ定メタル者)以外ノ

第二項ノ規定ニ依ル開票立会人三人ニ達セザルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ開票立会人ニシテ該会スル者開票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後三人ニ達セザルトキハ其ノ後三人ニ達セザルトキハ開票管理者ハ其ノ開票區ニ於ケル選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ選スル迄ノ開票立会人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ開票立会人ハ開票立会人ヲ届出タル議員候補者ノ属シ又ハ開票管理者ニ於テ選任シタル開票立会人ノ属スル政見其ノ他ノ団体ト同一ノ政見其ノ他ノ団体ニ属スル者ハ當該議員候補者ノ届出ニ係ル開票立会人又ハ開票管理者ノ選任ニ係ル開票立会人ト通ジ三人以上ノ選任スルコトヲ得ズ

第七十四條 創除

第七十五條第一項第五号中「第八

第七十七條第一項及第二項中「都議會議員選挙管理委員会」又ハ「開票立会人」を「都議會議員選挙管理委員会」に改める。

第一項ノ規定ニ依リ届出アリタル者ニシテ同一ノ政見其ノ他ノ団体ニ属スル議員候補者ノ届出ニ係ルモノノ三人以上アルトキハ第二項及第三項ノ規定ニ拘ラズ届出ニ依リ直ニ開票立会人ヲ定メ得ル場合ニ在リテハ其ノ者ノ中ニ就キ開票管理者ニ於テ抽籤ニ依リ定メタル者二人、互選ニ依リ開票立会人ヲ定ムベキ場合ニ在リテハ得票最多數ノ者二人(二人ヲ定ムルニ當リ得票數同ジキトキハ開票管理者ニ於テ抽籤ニ依リ定メタル者)以外ノ

第二項ノ規定ニ依ル開票立会人三人ニ達セザルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ開票立会人ニシテ該会スル者開票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後三人ニ達セザルトキハ其ノ後三人ニ達セザルトキハ開票管理者ハ其ノ開票區ニ於ケル選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ選スル迄ノ開票立会人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ開票立会人ハ開票立会人ヲ届出タル議員候補者ノ属シ又ハ開票管理者ニ於テ選任シタル開票立会人ノ属スル政見其ノ他ノ団体ト同一ノ政見其ノ他ノ団体ニ属スル者ハ當該議員候補者ノ届出ニ係ル開票立会人又ハ開票管理者ノ選任ニ係ル開票立会人ト通ジ三人以上ノ選任スルコトヲ得ズ

第七十三條 当選人其ノ当選ヲ許セントスルトキハ當選ノ告示ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ其ノ旨ヲ都道府縣ノ選挙管理委員会ニ届出ジベシ

第七十六條 当選人當選ヲ承諾シタルトキ又ハ第七十三條第一項ノ期間ヲ経過シタルトキハ都道府縣ノ選挙管理委員会ハ直ニ當選證書ヲ付與シ其ノ住所氏名ヲ告示シ且都道府縣知事ヲ經テ之ヲ全國選挙管理委員会ニ報告スベシ

第七十七條中「又ハ当選人第三百三十六條」を、「当選人第三百三十六條又ハ政治資金規正法第四十四條若ハ第四十五條」に改める。

前項ノ規定ニ依ル互選ハ投票ニ依リ之ヲ行ヒ得票最多數ノ者ヲ以テ開票立会人トス得票數同ジキトキハ開票管理者抽籤シテ之ヲ定ム

第二項ノ規定ニ依ル開票立会人三人ニ達セザルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ開票立会人ニシテ該会スル者開票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後三人ニ達セザルトキハ其ノ後三人ニ達セザルトキハ開票管理者ハ其ノ開票區ニ於ケル選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ選スル迄ノ開票立会人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ開票立会人ハ開票立会人ヲ届出タル議員候補者ノ属シ又ハ開票管理者ニ於テ選任シタル開票立会人ノ属スル政見其ノ他ノ団体ト同一ノ政見其ノ他ノ団体ニ属スル者ハ當該議員候補者ノ届出ニ係ル開票立会人又ハ開票管理者ノ選任ニ係ル開票立会人ト通ジ三人以上ノ選任スルコトヲ得ズ

同條第五項の次に次の一項を加ふる。第一項乃至第三項ノ届出アリタル者法律ノ定ムル所ニ依リ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ザル國又ハ地方公共団体ノ公務員ト爲リタルトキハ議員候補者タルコトヲ許シタルモノト看做ス

第七十四條 創除

第七十五條第一項第五号中「第八

三 新聞紙又ハ雜誌ヲ利用スルコト

四 当選祝賀会其ノ他ノ集会ヲ開催スルコト

五 自動車ヲ連ネ又ハ隊伍ヲ組ミテ往來スル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲スコト

六 当選ニ関スル答礼ノ爲当選人ノ氏名又ハ政黨其ノ他ノ團體ノ名ヲ連呼スルコト

第百四條及び第百十條中「支出責任者」を「出納責任者」に改める。

第百三十三條 第百條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第百三十七條第一項中「第百三十三條及第百三十二條」を「第百三十條、第百三十二條及第百三十三條」に改め、「禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者」ニ付其ノ「」を削る。

第百四十條ノ二 都道府縣及市町村ノ選挙管理委員会ハ投票ノ方法、選挙違反其ノ他選挙ニ関シ特ニ必要ト認ムル事項ヲ選挙人ニ周知セシムルト共ニ棄権防止ニ付適切ナル措置ヲ講ズベキモノトス

第百四十條ノ三 検察官、警察官、都道府縣及市町村ノ公安委員会ノ委員並ニ警察吏員ハ選挙ノ取締ニ関スル規定ヲ嚴格ニ執行シ選挙ノ公正ヲ確保スベキモノトス

第百四十三條中「都議會議員選挙管理委員会又ハ関係道府縣會議員選挙管理委員会」を「当該都道府縣ノ選挙管理委員会」に改める。

第百四十四條 本法ノ適用ニ付テハ全部事務組合及役場事務組合ハ之ヲ一町村、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第百四十四條ノ二 別表ニ掲グル郡ノ区域又ハ支庁ノ所管區域ニ變更アルモ選挙区ニ関シテハ仍従前ノ区域ニ依ル但シ市町村ノ境界ノ變更アリタル爲又ハ町村ガ市ト爲リ若ハ市ガ町村ト爲リタル爲郡ノ区域ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百四十五條第一項中「東京都ノ区」を「特別区」に、「並ニ市制第六條及第八十二條第一項」を「及地方自治法第五十五條第二項」に、「市ニ関スル規定」を「市ニ関スル規定ハ特別区又ハ区」に、「市會議員選挙管理委員会及市會議員選挙管理委員」を「市ノ選挙管理委員会及選挙管理委員」に、「区會議員選挙管理委員会及区會議員選挙管理委員」を「特別区若ハ区ノ選挙管理委員会及選挙管理委員」に、「其ノ区内」を「其ノ特別区又ハ区ノ区域内」に改め、同條第二項を削る。

第百四十八條 選挙ニ関スル政令ハ全國選挙管理委員会ノ立案スル所ニ依リ之ヲ定ムベキモノトス

第百五十條中「北海道」を「北海道に改める。

附則 第一條 この法律は、次の終選挙から、これを施行する。但し、衆議院議員選挙法第七十五條及び第七十七條の改正規定並びに附則第二條及び第三條の規定は、政治資金規正法施行の日から、これを施行する。

第二條 参議院議員選挙法の一部を次のやうに改正する。

第五十六條第六項中「第五号及

び第六号」を「第五号乃至第七号」に改める。

第六十二條第一項第五号を第六号とし、同号中「当選人」を「又は政治資金規正法第四十五條第一項の規定により当選人」に改め、第六号を第七号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十四條第一項の規定による訴訟の結果、当選人の当選が無効となつたとき

同條第三項中「第七十五條」の下に「又は政治資金規正法第四十六條」を加える。

第六十九條中「第五号及び第六号」を「第五号乃至第七号」に改める。

第三條 地方自治法の一部を次のやうに改正する。

第六十二條第一項第六号中「当選人」を「又は政治資金規正法第四十五條第一項の規定により当選人」に改める。